

令和4年度高知県建設業デジタル化促進モデル事業費補助金審査会審査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、令和4年度高知県建設業デジタル化促進モデル事業費補助金審査会設置要綱に係る審査を実施するために必要な事項を定める。

(審査方法)

第2条 審査会は、令和4年度高知県建設業デジタル化促進モデル事業費補助金交付要綱第7条第1項の申請内容等について、別表第1に定める基準により審査を行うものとする。

2 審査結果は、会長及び委員が前項に定める基準について、案件ごとに審議し、会長が審査会の総意として取りまとめる。

3 審査会には、必要に応じて補助事業者又は事業の実施に協力する者等の出席を求め、申請内容について説明を求めることができる。

(審査結果の取り扱い)

第3条 会長は、前条による審査結果について、令和4年度高知県建設業デジタル化促進モデル事業費補助金審査会審査結果（様式第1号）により、とりまとめるものとする。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか審査に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、令和4年5月10日から施行するものとする。

(別表第1)

令和4年度高知県建設業デジタル化促進モデル事業費補助金審査会審査基準

審査項目	優先順位	審査・採択基準
事業計画書	1	・事業内容が生産性の向上に寄与するものであるか。 ・具体的な達成目標（生産性向上、省人化、安全性・衛生環境の向上、品質の向上、工期短縮等）はあるか。
施工地域	2	施工地域ごとにモデルケースを創出することを想定しているため、各土木事務所管内ごとの上位申請者を優先する。
業者実績	3	申請時点における建設業ランクの低い建設事業者を優先する。 なお、優先度は、 $D=C>B>A$ とする。
	4	令和4年3月31日までに、ICT施工等に関連した研修や講習会への受講実績の有る者を優先する。
	5	ICT活用工事の施工完了実績が無い者を優先する。なお、施工完了実績は、公共機関と契約したものに限る。
	6	平成31年3月31日から令和4年3月31日までの期間内に、高知県発注工事の契約実績がある建設事業者を優先する。
経営状況	7	前述までの審査により決定しない場合は、経営規模等評価結果通知書により、労働分配率（ $(\text{労務費} + \text{販管人件費} - \text{役員報酬得}) / (\text{売上高} - \text{変動費})$ ）等を算出し得た数値により優劣を決定する。

(注) 審査項目ごとに優先度が設けられており、優先順位が高い項目を高評価とする。

様式第 1 号

令和 年 月 日

高知県知事 様

令和 4 年度高知県建設業デジタル化
促進モデル事業費補助金審査会
会長

令和 4 年度高知県建設業デジタル化促進モデル事業費補助金審査会審査結果

審査結果は下記のとおりです。

記

- 1 審査件数 件
- 2 審査結果 件
- 3 交付決定者